

幼児教育・保育の無償化に伴う利用料の「償還払い」について

令和元年10月から開始しています幼児教育・保育の無償化制度により、「幼稚園等の預かり保育事業」「認可外保育施設」「一時預かり事業」「病児・病後児保育事業」「ファミリーサポートセンター事業」（以下、「その他無償化対象のサービス」という。）の利用が無償化の対象となっています。

これらのサービスの利用料については、原則として「償還払い」によって無償化を実施します。

1 利用料の「償還払い」とは

幼児教育・保育の無償化の対象となる子どもが、「その他無償化対象のサービス」を利用した場合、原則としてこれまでどおり施設等に対して利用料を支払ったうえで、後日市飯塚市に対して利用料の払い戻しを請求し、飯塚市から利用料の払い戻しを受けることになります。

この一連の手続きを「償還払い」といいます。

2 「償還払い」の手続きについて

原則として、次の①～④の手順になります。

① サービスの提供を受けた時

利用者は、サービスの提供を受けた施設に対して利用料を支払ってください。利用料については、各施設にお問合せください。

② 「領収証兼提供証明書」の受領

利用者は、サービスの提供を受けた施設から「領収証兼提供証明書」が交付されます。交付については、施設によって1カ月ごとか3カ月ごとになりますので、施設にご確認ください。

③ 利用料払い戻しの請求

利用者はサービスの提供を受けた施設から「領収証兼提供証明書」を受領したら、「施設等利用費請求書（償還払い用）」を記入し、併せて飯塚市に提出していただきます。「施設等利用費請求書（償還払い用）」の様式については、各施設から配布されるか、飯塚市から直接郵送いたします。施設によって異なりますので、各施設にご確認ください。

「施設等利用費請求書（償還払い用）」と「領収証兼提供証明書」の提出につきましては、施設を通して提出していただくか、直接市役所に持参または郵送していただくかたちとしております。

★裏面もご覧ください★

④ 利用料の払い戻し

利用者から提出された「施設等利用費請求書（償還払い用）」と「領収証兼提供証明書」をもとに利用月の上限額の範囲内で払い戻し金額を決定し、指定された口座に振り込みます。

3 手続きの年間スケジュール（予定）

区 分	市からの申請案内	請求締切	支払い
4月～6月分	6月中旬	7月下旬	8月下旬
7月～9月分	9月中旬	10月下旬	11月下旬
10月～12月分	12月中旬	1月下旬	2月下旬
1月～3月分	3月中旬	4月下旬	5月下旬

※スケジュールはあくまで予定になりますので、ズレが生じることもございます。